

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設あ (国税2)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	<p>【制度の内容】</p> <p>産業部門又は業務部門の事業者が、事業所単位で3～5年間程度で達成すべき一定レベル以上の温室効果ガスの総量削減目標を定めた排出抑制計画を策定し、同計画に基づき指針に適合した設備を一括導入した場合において、当該設備の基準取得価額の即時償却又は15%の税額控除を認める。</p> <p>【対象設備】</p> <p>温室効果ガス排出抑制等指針(「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条の規定に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」第一の一の(2)①(産業部門)及び二の(2)①(業務部門)に掲げる設備</p> <p>【措置の期間】</p> <p>企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を要することから、投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年間とする。</p>
3	担当部局	地球環境局 地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 省エネ効果・温室効果ガス削減効果の高い設備に対する投資の促進及び温室効果ガス排出抑制等指針に適合した技術の更なる普及を通じて、低炭素社会の構築を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)においても、「エネルギー起源二酸化炭素の各部門の対策については、「低炭素社会実行計画」に基づく事業者による自主的な取組に対する評価・検証等を進めるとともに、排出抑制等指針の策定・公表・運用を始めとする制度的対応や、各種の支援措置等を進めるものとする。」と記載されている。</p>

			る。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） 一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～ 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） ①民間投資の活性化 ○先端設備の投資促進 ・生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国としての計画である第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）では「2050 年までに温室効果ガス排出量を 80%削減することを目指す」とされている。本税制措置により、産業部門（製造業）・業務部門における 6 億 6700 万t（2011 年度）の温室効果ガス排出量総量の削減を図る。 平成 25 年通常国会で成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年 5 月 24 日公布）に基づき 11 月までに策定予定の「地球温暖化対策計画」において、より具体的な目標や対策を規定する予定。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 温室効果ガスの削減目標を含む排出抑制計画を策定した事業者から報告された温室効果ガス排出総量 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業部門（製造業）及び業務部門の事業者が温室効果ガスの削減目標を含む排出抑制計画を作成し、排出削減設備を一括導入することによって計画を達成することで、産業部門及び業務部門における温室効果ガス排出量の総量削減に資する。	
8	有効性等	① 適用数等	適用事業者数（見込み） 平成 26 年度（見込み） 約 774 件 平成 27 年度（見込み） 約 774 件 平成 28 年度（見込み） 約 774 件 ※本税制の対象設備は温室効果ガス排出抑制等指針第一の一の(2)①（産業部門）及び二の(2)①（業務部門）に掲げる設備であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。
		② 減収額	平成 26 年度 約 6,590 百万円

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》 産業部門又は業務部門の事業者が、一定レベル以上の温室効果ガスの総量削減目標を定めた排出抑制計画を策定し、同計画に基づき指針に適合した設備を一括導入した場合の税制優遇措置を新設することで、事業者の設備投資時の負担が軽減され、産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制と指針に適合した技術の普及促進につながる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 産業部門又は業務部門の事業者が、一定レベル以上の温室効果ガスの総量削減目標を定めた排出抑制計画を策定し、同計画に基づき指針に適合した設備を一括導入した場合の税制優遇措置を新設することで、事業者の設備投資時の負担が軽減され、産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制と指針に適合した技術の普及促進につながる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 「環境投資等実態調査」(平成23年度実施:環境省)の結果によると、従業員300名以上(一部業種については100名以上)の事業者による平成22年度の環境保全設備投資額の合計は1兆5,237億円と推計され、設備投資額全体の推計値(39兆382億円)に占める割合は、3.9%にとどまっている。本税制が新設されなかった場合、引き続き産業部門(製造業)及び業務部門における排出削減設備の導入が進まず、排出削減設備の導入によって削減可能である温室効果ガスの排出量が削減されないことにより、2020年における温室効果ガス排出量削減目標を達成することができない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 上記のように、本税制により、事業者の設備投資時の負担が軽減され、産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制と指針に適合した技術の普及促進につながる。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略には、「2020年に約26兆円(現状8兆円)の内外のエネルギー関連市場を獲得すること」、「地域主導の再生可能エネルギー導入を、民間資金も呼び込みつつ促進する」などとされており、租税特別措置によって実施することは政府方針に沿っており、妥当である。</p> <p>また、排出削減設備の導入は費用対効果があるものも多くあるにもかかわらず、環境保全設備投資額の合計は1兆5,237億円と推計され、設備投資額全体の推計値に占める割合は、3.9%にとどまっている。本税制によって企業の初期投資の負担を軽減することにより、排出削減設備の導入を促すことにつながる。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	温暖化対策の観点での同様の支援措置等はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—